

令和4年度 高松市外部評価対象事業資料

● 8月22日（月） 午後3時～5時

評価対象事業

- （1）社会人権教育推進事業【人権教育課】
- （2）地域子育て支援拠点事業（子育て支援課分）【子育て支援課】

● 8月23日（火） 午前9時30分～11時30分

評価対象事業

- （3）日常生活用具給付事業【障がい福祉課】
- （4）移住・定住促進事業【政策課 移住・定住促進室】

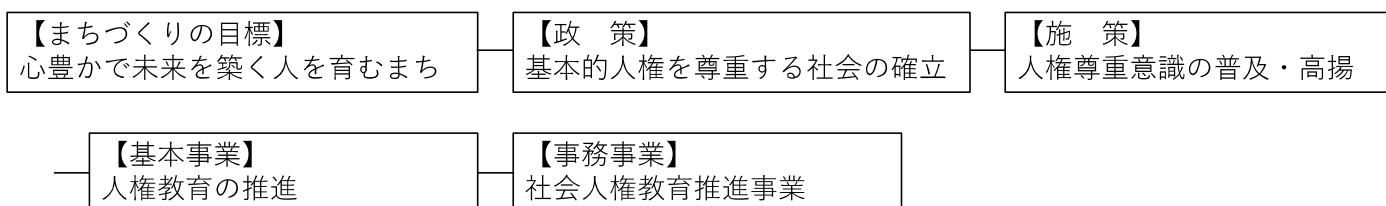
社会人権教育推進事業

高松市教育委員会教育局 人権教育課

1 事業概要



(1) 高松市総合計画



同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病回復者等をめぐる様々な人権問題に対する認識を深め、その解決へ向け取り組むとともに、関係機関及び人権・同和教育推進組織等との連携を密にしながら、各種研修会、講演会などを開催するなど、あらゆる機会を通して地域における人権教育・人権啓発の推進、支援にあたる。

(2) 個別事業について

ア 人権教育市民講座の開催

コミュニティセンター等での人権に関する講座を開催し、社会教育指導員（会計年度任用職員）の派遣、講師の選定・協力等を行う。

イ 人権教育研修事業の開催

子どもに対する人権教育をより効果あるものとするために、保護者啓発として、市こども園、市立幼稚園・小学校・中学校・高松第一高等学校において単位PTA会員、保護者等を対象に人権に関する講演会等を開催する。

ウ 社会教育関係団体等における人権教育の促進

集団生活を通じて自主性、協調性を養い、人権尊重の精神を身につけ、心身ともに健全な子どもを育成することを目的として、地区子ども育成会に対し、活動のための補助金を交付している。

2

エ 人権・同和教育研究大会への参加助成

人権問題への理解を深め、問題の解決を図るため、社会教育団体等が各種人権・同和教育研究大会の参加に必要な経費を補助する。

オ 社会教育指導員の配置

人権課題解決のための各種研修の充実を図るため、社会教育指導員（会計年度任用職員）を本課に1名配置する。

カ 人権教育推進組織への協力

人権教育・啓発推進組織である「人権尊重都市たかまつ市民会議」に対し、人権啓発課とともに負担金を支出している。

- ・「人権だより」の発行
- ・「人権・同和教育講演会」の開催
- ・「人権作品展」の開催
- ・「学校、家庭・地域連携人権学習支援事業」への助成



3

キ 人権教育資料の作成

「広報高松」に人権・同和教育特集を掲載したり、市民のための人権問題学習資料「人権ナビ」を作成し、活用したりしている。

ク 人権教育図書・視聴覚教材の購入・整備と活用

人権教育図書・視聴覚教材（DVD）を購入し、人権教育学習会や研修会などで利用してもらうため、貸し出しをしている。



4

ケ 地域学力向上・キャリア教育総合推進事業

学習指導上、生徒指導上及び進路指導上課題のある地域（小学校・中学校区）を対象に、基本的人権尊重の精神を高めながら、学校、家庭、地域の連携のもと教育上の総合的な取り組みを推進し、幼児児童生徒の学力向上、キャリア教育及び進路指導の充実を図るため、香川県の委託を受けて実施している。



消防署見学



平和の願い



パラスポーツ体験（車いすバスケットボール）

5

(2) 社会人権教育推進事業費 コストの推移

単位：千円

	H30（決算）	R1(決算)	R2（決算）	R3（決算）	R4（予算）
人権教育研修事業	539	539	252	308	560
各種教材制作・購入費	308	299	365	361	432
人権教育研修補助金（※）	3,318	3,402	0	0	3,025
市民会議負担金	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
社会教育団体補助金	1,302	878	852	709	1,100
地域学力向上・キャリア教育 総合推進事業	800	800	675	723	800
その他	1,355	1,410	1,183	1,180	1,228
合 計	9,052	8,758	4,757	4,711	8,575

※ 事業費のうち、「人権教育研修補助金」として、人権問題への理解を深め、問題の解決を図るため、社会教育団体等が各種人権・同和教育研究大会の参加に必要な経費を補助している。

令和2年度・3年度は全国人権・同和教育研究大会や四国地区人権教育研究大会が中止または紙上開催となったことから、補助金の支出が不用となったことが主な理由である。

●人権教育研修補助金の不用額：2, 909千円（令和2年度）
2, 898千円（令和3年度）

6

2 質問への回答



(1) 対象事業の中で、所管課において廃止・縮小したい又は廃止・縮小できていると考えている事業内容

・多様性が高まる社会において、人権問題の啓発や人権教育の推進は、今後ますます重要な役割を担うことから、対象事業においては、どの事業についても、行政（教育委員会）の責任分野であり、継続していく必要があると考えている。

(2) 対象事業の今後の方向性（めざしていること）

⇒「4 今後の取組」に記載

(3) 「社会教育関係団体等における人権教育の促進」の事業内容で、数ある活動団体の中で、「地区子ども育成会」を選定した理由

・当課の事業には、社会人権教育推進事業だけでなく、地区小・中学生を対象とした補充学習等や進路相談などを行う「子ども教育推進事業」、教職員研修会の開催などにより、教職員の幼児児童生徒・保護者等へのかかわりなどについて学び、人権教育・啓発の推進を図る「学校人権教育推進事業」などがあるが、地区子ども育成会への補助事業は、社会教育分野と関連した子どもの健全育成に必要な事業として、「社会人権教育推進事業」に分類されている。

7

・どの事業も、学校人権教育・社会人権教育の充実において、地域・保護者との連携を大切にし、社会全体の課題に教育委員会が担う責務として取り組んでいる事業であり、全ての子どもたちが自らの夢や目標に向かって主体的に取り組める教育環境づくりを行う、「**子ども**」に重点を置いた趣旨となっている。

・学習指導上、生徒指導上及び進路指導上課題のある地域においては、コミュニケーション能力の向上、集団における規範意識の育成が課題としてあり、子ども会活動等を通じて子どもの自主性、協調性を養い、人権尊重の精神を身につけることが重要であると考えている。

・このようなことから、社会教育団体等への補助についても、教育環境や学習環境・地域活動等の較差を是正するため、教育委員会として、地区子ども育成会の運営に対し、必要な補助を行ってきたものである。

注) 他の社会教育団体については、全国人権・同和教育研究大会、四国地区人権教育研究大会に参加する事業を行う場合、「人権教育研修補助金」として、必要な経費を当課から補助しており、運営補助金については、他課から支出している団体もある。

3 事業の課題



・人権教育市民講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開催回数、参加者がともに減少している。また、人権教育研修事業についても、同様の理由により、研修を実施した園・学校が減少しており、これらが事務事業評価における活動指標・成果指標の低下、さらに評価ランクの低下にも影響しているため、これらの数値を回復・向上させる必要がある。

・教職員向けの研修等については、令和3年度からオンライン開催を取り入れることができたが、人権教育市民講座については、高齢者の参加が比較的多いため、対面研修を希望する傾向にあることから、オンライン開催を取り入れることが難しい状況にある。

・既存の指導・学習資料やDVDについて、特に一般の方向けにさらなる周知を行い、これまで以上に積極的に活用してもらう余地があると思われる。

4 今後の取組



・ 人権教育市民講座の実施回数・受講者数の増

⇒人権教育市民講座が毎年開催されるよう、引き続きホームページや他の情報媒体を利用して、人権教育市民講座に関する情報提供を行う。

・ 人権教育研修事業の回数・参加人数の増

⇒人権教育研修事業については、コロナ禍においてもオンライン開催の更なる実施や、分散開催（複数回に分けて）など、開催方法を検討・実施していくことで参加を促し、参加人数の増を図る。

・ 社会教育関係団体等に対する事業の改善

⇒社会教育関係団体等における「社会人権教育の充実」にかかわる事業の見直しとして、地区こども育成会などが行う様々な活動に対して、指導・評価等を適切に行い、より効果的で有効な事業の実施に努める。

・ 人権教育図書・視聴覚教材の貸出し件数の増

⇒予算が少ない中で、既存の指導・学習資料やDVDについて、積極的に活用してもらうため、ホームページや各種広報媒体を通じて、更なる周知・啓発を行う。

令和 4年度（ 3年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	心豊かで未来を築く人を育むまち	評価担当	局名	教育局
	政策	基本的人権を尊重する社会の確立		課(室)名	人権教育課
	施策	人権尊重意識の普及・高揚		電話番号	087-839-2640
	基本事業	人権教育の推進		事業実施主体	市
	事務事業	社会人権教育推進事業		事業期間	平成 28年度～令和 5年度

【事業全体概要】

事業の概要	市民に対し、人権教育市民講座の開催、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入、人権尊重都市たかまつ市民会議への助成等を行うことにより、人権教育・啓発の推進を図る。				
4年度概要	市民に対し、人権教育市民講座の開催、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入、人権尊重都市たかまつ市民会議への助成等を行うことにより、人権教育・啓発の推進を図る。				
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	

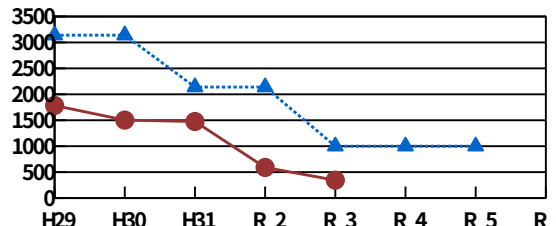
【事業の目的】

対象（何を）	市民
意図（どのような状態にしたいか）	市民の人権教育・啓発の推進

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
① 人権教育市民講座実施回数	回	32	23	16	52	52
②						

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
人権教育市民講座受講者数	人	目標値	2,140	2,140	1,000	1,000	1,000
		実績値	1,476	590	345		
成果指標① 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 新型コロナウイルスの影響により、4月、5月の開催がなかったこと、また7月中旬～10月中旬にかけてまん延防止等重点措置等により開催できなかったことから、成果指標の達成度は、目標を大幅に下回る結果となった。 (目標達成度)			 (達成度) 34.5% 12点				
成果指標② 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） (目標達成度)							

【コストの推移】

指標名	単位	平成 3年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（決算）	令和 4年度（予算）
トータルコスト	円	18,243	14,110	14,149	18,013
（事業費）	円	8,758	4,757	4,711	8,575
（職員人件費）	円	9,485	9,353	9,438	9,438

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事業内容	市民に対し、人権教育市民講座の開催、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入、人権尊重都市たかまつ市民会議への助成等を行うことにより、人権教育・啓発の推進を図る。	市民に対し、人権教育市民講座の開催、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入、人権尊重都市たかまつ市民会議への助成等を行うことにより、人権教育・啓発の推進を図る。	市民に対し、人権教育市民講座の開催、人権教育研修会の開催、人権教育指導資料の作成と視聴覚教材の購入、人権尊重都市たかまつ市民会議への助成等を行うことにより、人権教育・啓発の推進を図る。	
積算根拠等（予算の増減理由）	人権教育研修事業308 各種教材製作・購入費361 人権教育研修補助金0 市民会議負担金1,430 社会教育団体補助金709 地域学力向上・キャリア教育総合推進事業724 その他1,179	人権教育研修事業560 各種教材製作・購入費432 人権教育研修補助金3,025 市民会議負担金1,430 社会教育団体補助金1,100 地域学力向上・キャリア教育総合推進事業800 その他1,228	人権教育研修事業560 各種教材製作・購入費432 人権教育研修補助金3,025 市民会議負担金1,430 社会教育団体補助金1,100 地域学力向上・キャリア教育総合推進事業800 その他1,228	
総額	4,711	8,575	8,575	
特定財源	国			
	県	723	800	
	市債			
	他			
一般財源	3,988	7,775	7,775	

【評価】

評価ランク (A～D)	D	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
人権問題の解決には、市民に対し、人権問題を広く周知していくことが大切である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
市民に対して、人権教育市民講座の開催、人権教育研修会の開催、人権教育資料の作成と視聴覚教材の購入、人権尊重都市たかまつ市民会議への助成等を行い、人権を大切にする社会づくりに貢献している。				
費用対効果はどうだったか				
限られた経費で、市民に対し人権問題を考える機会を継続的に提供している。令和3年度については、前年度に引続き新型コロナウイルスの影響により、市民講座の開催がない期間が多かったことから、費用対効果は低下した。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
前年度に引続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市民講座が開催できない期間が多かった。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
人権教育市民講座が各団体において毎年開催されるよう、引き続きホームページや他の情報媒体等を利用して、人権教育市民講座に関する情報提供を行っていく。				

地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課分)

健康福祉局 こども未来部 子育て支援課

1 事業概要 ①

背景

- 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

課題

- 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- 地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



1 事業概要 ②

地域子育て支援拠点の役割

4つの基本事業

- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 子育て等に関する相談、援助の実施
- 地域の子育て関連情報の提供
- 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



更なる展開として

- 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- 地域に出向き、出張ひろばを開設
- 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

2

形態	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図る取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施（加算）※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）※小規模型指定施設は1名以上	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

3

2 これまでの取組 ①

- **地域子育て支援拠点数 31か所**（令和3年度）※
※子ども保育教育課分 17か所含む総計

中核市 第4位！（60市のうち）



開始年

平成16年度～（過去の資料で確認できる範囲）

事業類型

一般型 14か所（出張ひろば含む）

運営主体

【直営】 ・高松市 2か所
【委託】 ・NPO法人 9か所
・社会福祉法人 1か所
・医療法人 1か所
・ボランティア団体 1か所

周知啓発

・子育てハンドブック「らっこ」
・たかまつ子育て情報サイト「らっこネット」
・各団体ホームページ、SNS等



4

2 これまでの取組 ②

実施場所

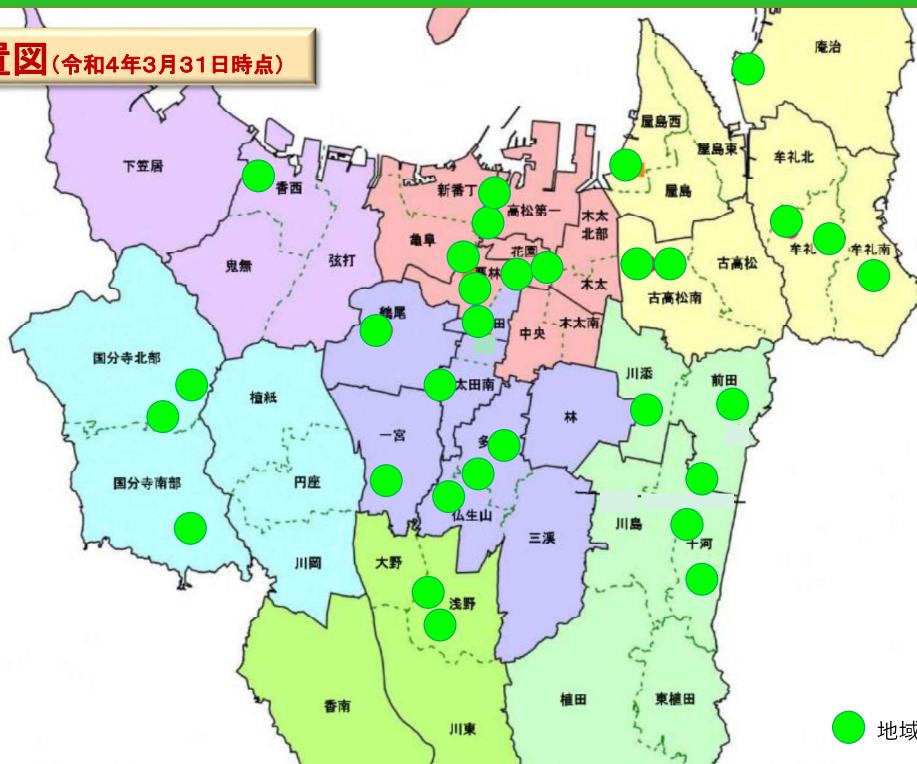
（子育て支援課分）

直営 2か所	委託 12か所
① さわやかキッズセンター （香川町 香川地域保健活動センター内） ※平成18年1月の合併で旧香川町から引継ぎ ② にこにこキッズセンター （牟礼町 はらこども園内） ※旧牟礼町から引き継いだ児童館（牟礼・牟礼北・牟礼南）が耐震化等の理由で閉館となり、その代替施設として、平成25年4月から、はらこども園内に併設	① 子育て“ほっと”ステーション もこもこ（上ノ町） ② わはは・ひろば高松（大工町） ③ わはは・ひろば香西（香西西町） ④ 子育てひろば おるごーる（庵治町） ⑤ おやこひろば ひなたぼっこ（春日町） ⑥ 出張ひろば ぽかぽか（牟礼町） ⑦ ひまわりはうす とことこ（出作町） ⑧ 子育てホットステーション ゆうゆう広場（屋島西町） ⑨ ハイジの森（多肥上町） ⑩ 出張ひろば ハイジどろっぷ（フジグラン十川店内） ⑪ あそviva・ぶんぶん（国分寺町） ⑫ にしおか医院 地域子育て支援センター（寺井町）

5

2 これまでの取組 ③

拠点施設位置図(令和4年3月31日時点)



● 地域子育て支援拠点31か所

6

2 これまでの取組 ④

利用者数

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少しているが、感染症予防に留意し、安全性を確保しながら実施している。

直 営	H30		R3	
	年間	1日平均	年間	1日平均
さわやか キッズセンター	5,511	23.0	4,838	20.1
にこにこ キッズセンター	9,462	39.1	4,914	20.2
合計(平均)	14,973	31.1	9,752	20.1

委 託	H30		R3	
	年間	1日平均	年間	1日平均
子育て“ほっと”ステーション もこもこ	4,362	18.3	2,418	10.0
わははひろば・高松	7,537	31.0	2,587	10.5
わははひろば・香西	6,771	27.9	3,814	15.4
子育てひろば おるごーる	1,800	6.2	1,249	4.2
おやこひろば ひなたぼっこ	6,142	25.8	4,258	17.5
出張ひろば ぽかぽか	1,110	22.2	450	11.5
ひまわりはうす とことこ	11,193	46.6	5,926	24.2
子育てホットステーション ゆうゆう広場	7,463	31.0	2,313	9.6
ハイジの森	2,944	12.3	1,953	8.1
出張ひろば ハイジどろっぷ	880	18.0	531	10.6
あそviva・ぶんぶん	4,749	19.2	3,864	15.9
にしおか医院 地域子育て支援センター	8,616	33.1	6,279	25.7
合計(平均)	63,567	24.7	35,642	13.8

7

3 課題

●利用者数の減少

・コロナ禍において、利用者数は大幅に減少している。

●質の担保

・こども・子育て支援交付金交付要綱に基づき算出された委託料は、加算を除き同額であるにも関わらず、利用状況は拠点によって様々である。

●さわやかキッズセンター(直営)の在り方

- ・財政課より、予算執行における指示事項として、「近隣の民間事業者を始め、民間活力の活用を図る観点から、廃止を含めて再検討すること。」とされている。
- ・拠点は、香川地域保健活動センター(旧香川保健センター)4階に設置されているが、この施設は平成10年築で、1階がシルバー人材センター事務所、2・3階は倉庫として活用しており、高松市公共施設再編整備計画における施設評価では、当面は現状のまま存続することになっている。
- ・空調等設備の維持管理においては、老朽化等により、今後、改修経費が嵩むことが想定されている。
- ・近隣には、拠点施設として、さんさん保育園内の「さくらんぼ」がある。また、浅野児童館等がある。

さわやかキッズセンター



8

4 質問事項に対する回答 ①

(1) 廃止・縮小できると考えている事業

さわやかキッズセンター(直営)

利用日時	月曜日から金曜日(土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日を除く) 午前9時30分から午後0時、午後1時から午後3時30分
場所	香川地域保健活動センター4階 多目的室(高松市香川町浅野1256番地1)
利用できる人	高松市在住の0から3歳くらいまでの子どもとその保護者
育児相談	随時
利用料	無料
職員数	再任用職員1名(休暇等の場合は応援職員)
事業費	約410万円(人件費:約370万円、事業費、光熱水費:約40万円)

(2) 事業の今後の方向性

子育て中の親子が気軽に集い、相談等ができる場所の提供を通して、身近な地域における子育て支援機能の充実を目指す。

9

4 質問事項に対する回答 ②

(3) 直営と委託の事業費の差と、委託の場合の算定方式

(R3年度)

事業費

直営2か所 ・さわやかキッズセンター:約410万円
・にこにこキッズセンター:約700万円

- ・人件費(再任用職員2名、会計年度任用職員1名)
- ・事業費(講師謝金、消耗品費等)
- ・光熱水費

委託12か所 ・一般型:約850万円×10か所
・出張ひろば:約150万円×2か所

- ・人件費
- ・事業費(講師謝金、消耗品費等)
- ・光熱水費
- ・施設等賃借料
- ・研修費
- ・事務処理委託料 等

委託料の算定方式

区分	算定額 (単位:円) ※上限	補助率
・一般型 基本分		国 1/3 県 1/3
5日型 常勤職員配置	8,398,000	
6~7型 常勤職員配置	8,973,000	
・出張ひろば	1,546,000	
・新型コロナウイルス感染症対策		
かかり増し経費・備品購入費等	300,000※	
・ICT化推進	500,000※	

こども・子育て支援交付金交付要綱に基づく

10

4 質問事項に対する回答 ③

(4) ニーズがあるのであれば、空き家利用して施設を設置する等、直接の事業を増やしてはどうか。

拠点数は、中核市の中でもトップクラスであり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、拠点の利用者数が減少している中で、現時点では、拠点を増やす考えはない。

(5) 保育園等では保育士へ補助金等が行き渡っていない等の問題がでていたが、当該事業の委託について、担当者への支給等は監査しているのか。

地域子育て支援拠点事業の委託に関し、担当課職員が書面監査を実施している。

【監査内容】

- 実施前 : 実施計画書、職員内訳一覧、専任職員経歴書、収支予算書など
- 実施後 : 実績報告書、収支決算書、賃金台帳、領収書、通帳のコピー等

※書面監査で疑義等があった場合は、問い合わせ、現地訪問等が想定される。

11

令和 4年度（ 3年度決算分）高松市事務事業評価表 【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標	健やかにいきいきと暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策	子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実		課(室)名	子育て支援課
	施策	子育て家庭への支援		電話番号	087-839-2354
	基本事業	地域における子育て支援		事業実施主体	市
	事務事業	地域子育て支援拠点事業（子育て支援課分）		事業期間	平成 28年度～令和 5年度

【事業全体概要】

事業の概要	常設の地域子育て支援拠点を開設し、主として概ね3歳未満の児童及びその保護者を対象として、子育て親子の交流の場の提供のほか、交流の促進・子育て等に関する相談、援助・地域の子育て関連情報の提供等を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子どもの健やかな育ちを促進する。 併せて、子どもとその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域子育てコーディネート事業を3か所で実施する。				
年度概要	【地域子育て支援拠点事業】 ・委託継続10か所（NPO法人、医療機関、社会福祉法人、子育て支援団体）※利用者支援事業3か所含む。 ・直営2か所（各キッズセンター）				
重点取組事業		市長マニフェスト	関連根拠法令	児童福祉法第21条の9	

【事業の目的】

対象（何を）	乳幼児及びその保護者
意図（どのような状態にしたいか）	子育て家庭の育児への負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
① 開催日数	日	3,028	3,058	3,061	3,050	3,050
②						

【事業の成果】

成果指標名（どのような成果が得られたか）	単位	種別	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
利用者数	人	目標値	80,000	80,000	53,000	53,000	53,000
		実績値	68,484	45,181	45,394		
成果指標① 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い行事や交流等の機能を縮小したため、利用者が減少しており、目標には至らなかった。 （目標達成度）							（達成度） 85.0% 29点
成果指標② 成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） （目標達成度）							（達成度）

【コストの推移】

指標名	単位	平成 3年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（決算）	令和 4年度（予算）
トータルコスト	円	129,156	141,746	139,845	158,514
（事業費）	円	110,945	123,789	121,725	140,394
（職員人件費）	円	18,211	17,957	18,120	18,120

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事業内容	【地域子育て支援拠点事業】 ・委託継続10か所（NPO法人、医療機関、社会福祉法人、子育て支援団体）※利用者支援事業3か所含む。 ・直営2か所（各キッズセンター）	【地域子育て支援拠点事業】 ・委託継続10か所（NPO法人、医療機関、社会福祉法人、子育て支援団体）※利用者支援事業3か所含む。 ・直営2か所（各キッズセンター）	【地域子育て支援拠点事業】 ・委託継続10か所（NPO法人、医療機関、社会福祉法人、子育て支援団体）※利用者支援事業3か所含む。 ・直営2か所（各キッズセンター）	
の増減理由	委託 117,377千円 直営 4,348千円 合計 121,725千円	委託 135,224千円 直営 5,170千円 合計 140,394千円	委託 135,224千円 直営 5,170千円 合計 140,394千円	
総額	121,725	140,394	140,394	
特定財源				
国	48,170	60,254	60,254	
県	36,764	42,000	42,000	
市債				
他				
一般財源	36,791	38,140	38,140	

【評価】

評価ランク (A～D)	B	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
児童福祉法第21条の9の規定に基づき、市が実施するものとされており、子育てに関する様々な相談や関連情報の提供など、利用者ニーズは高く、事業の目的等は妥当である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
高松市総合計画、まちづくり戦略計画等の「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」推進への貢献度は大きい。				
費用対効果はどうだったか				
新型コロナウイルス感染症の影響により、行事や交流等の機能を縮小したが、利用者の満足度、ニーズともに高く効果は大きいため、大幅なコスト削減は難しい。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しているが、感染症予防に留意し、安全性を確保しながら実施したことにより、昨年並みの利用者数であった。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
新型コロナウイルス感染症予防に留意し、利用者の安全性の確保に努め、地域子育て支援拠点事業を実施することにより、子育て支援機能の充実を目指す。				

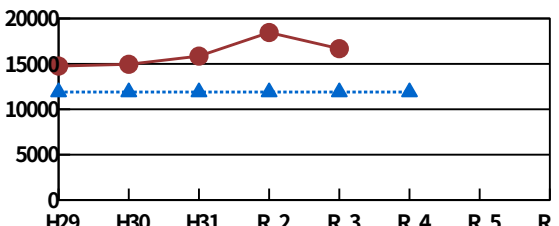
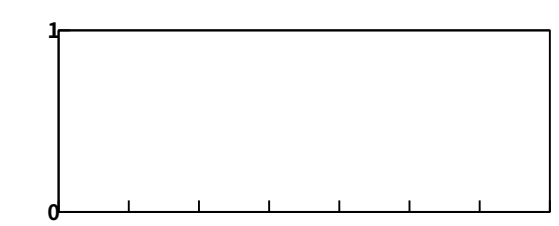
総合計画体系	まちづくりの目標	健やかにいきいきと暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策	子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実		課(室)名	こども保育教育課
	施策	子育て家庭への支援		電話番号	087-839-2358
	基本事業	地域における子育て支援		事業実施主体	市
	事務事業	地域子育て支援拠点事業（こども保育教育課分）	事業期間	平成 28年度～令和 5年度	

【事業全体概要】					
事業の概要	地域の子育て支援機能の充実等を図るため、私立保育所及び私立認定こども園が実施する地域子育て支援拠点事業に対して助成を行う。（令和4年度から重層的支援体制整備事業として実施） 実施形態として、センター型、小規模型指定施設等がある。 主に在宅の子育て家庭を対象に、育児相談・援助を始め、子育て親子の交流の場の提供、コミュニティセンターなどでの育児講座を実施するものである。				
	地域子育て支援拠点事業実施施設 17か所 センター5日型 15か所 センター6～7日型 1か所 小規模型 1か所 （利用者支援事業 1か所）				
重点取組事業		市長マニフェスト	関連根拠法令	次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評	

【事業の目的】	
対象（何を）	私立保育所及び認定こども園
意図（どのような状態にしたいか）	子育て家庭に対する支援機能の充実等を図る。

【事業の活動】							
活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）		単位	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
①	交付対象施設箇所数	か所	17	17	17	17	20
②							

【事業の成果】

成果指標①	成果指標名（どのような成果が得られたか）		単位	種別	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
	地域子育て支援拠点事業相談件数		件	目標値	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
			実績値	15,856	18,456	16,676			
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちに貢献することができた。		(目標達成度)						
成果指標②	成果指標名（どのような成果が得られたか）		単位	種別	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
				目標値					
			実績値						
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）		(目標達成度)						

【コストの推移】

指標名	単位	平成 3年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（決算）	令和 4年度（予算）
トータルコスト	円	134,651	135,116	138,842	161,496
（事業費）	円	133,892	134,368	138,087	160,741
（職員人件費）	円	759	748	755	755

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事業内容	地域子育て支援拠点事業実施施設 17か所 センター5日型 15 か所 センター6～7日型 1 か所 小規模型 1 か所 （利用者支援事業 1 か所）	地域子育て支援拠点事業実施施設 17か所 センター5日型 15 か所 センター6～7日型 1 か所 小規模型 1 か所 （利用者支援事業 1 か所）	地域子育て支援拠点事業実施施設 17か所 センター5日型 15 か所 センター6～7日型 1 か所 小規模型 1 か所 （利用者支援事業 1 か所）	
の増減理由	地域子育て支援拠点事業 138,087千円	地域子育て支援拠点事業 160,741千円	地域子育て支援拠点事業 160,741千円	
総額	138,087	160,741	160,741	
特定財源	国 46,029 県 46,029 市債 他	53,580 53,038	53,580 53,038	
一般財源	46,029	54,123	54,123	

【評価】

評価ランク（A～D）	A	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
地域における子育て支援策の一つとして、市が積極的に推進していく必要がある。また、周辺環境の変化に柔軟に対応するべく、子育て支援拠点事業者が勉強会や情報交換を行う場の提供も必要である。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
身近な保育所等において、子育て親子の交流等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちに貢献している。				
費用対効果はどうだったか				
子育て支援拠点が、子育て中の親の孤独感の解消につながるとともに、利用ニーズも高いことから、コスト削減は困難である。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
今後も当該施策の状況を注視し、より効率的な事業となるよう取り組みたい。				

日常生活用具給付事業

高松市健康福祉局 障がい福祉課

1 事業の概要について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者（児）等の自立した生活や社会参加を促進するため、障がいにより失われた身体部位や損なわれた身体機能を代償・補完及び日常生活の利便性を向上するため、支給を行っている。

高松市重度障害者日常生活用具給付事業

（１）概要

障害者総合支援法による、市町村が行う地域生活支援事業のうち、必須事業の１つとして規定されており、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業

（２）対象者

在宅で生活している障がい者等で、次の全ての要件を満たす者

- ・用具の種類ごとに、対象年齢、対象となる障がい、対象等級、常時介護を必要とする者等の個別に定められた要件を満たす者
- ・介護保険法に基づく事業又は他の市町村において実施する重度の障害者等に対する日常生活用具の給付及び貸与の事業の対象とならない者
- ・障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者）の所得が、地方税法の規定による市町村民税の所得割の額が４６万円未満の者

なお、ストマ用装具（蓄便袋、洗腸用具）、ストマ用装具（蓄尿袋）及び紙おむつの支給対象者及び医師等の意見書により用具の支給が適当と認められる場合については、在宅であることを要しない。

1 事業の概要について

(3) 用具の要件（厚生労働省告示529号）

- ・障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ・用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

主な日常生活用具名

人工喉頭	聴覚障害者用屋内信号装置
電気式たん吸引器	便器
特殊便器	特殊寝台
視覚障害者用時計	特殊マット
視覚障害者用体重計	携帯用会話補助装置
体位変換器	入浴補助用具
移動・移乗支援用具	透析液加温器
電磁調理器	頭部保護帽
視覚障害者用拡大読書器	ネプライザー
T字状・棒状のつえ	情報・通信支援用具
酸素ボンベ運搬車	視覚障害者用ポータブルレコーダ
聴覚障害者用通信装置	点字図書
ストマ用装具	紙おむつ

2

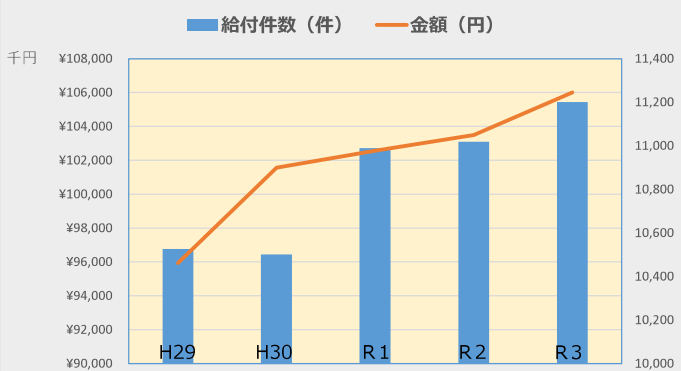
1 事業の概要について

(4) 給付の状況

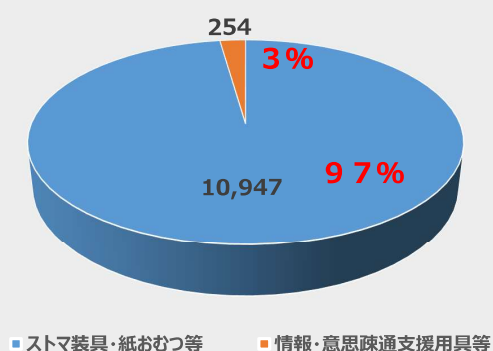
障がい者（障がい児を含む。）

年度	29	30	1	2	3
給付件数（件）	10,526	10,501	10,989	11,019	11,201
金額（円）	95,942,152	101,564,946	102,570,397	103,504,836	106,011,578

給付状況



R3年度 内訳件数



3

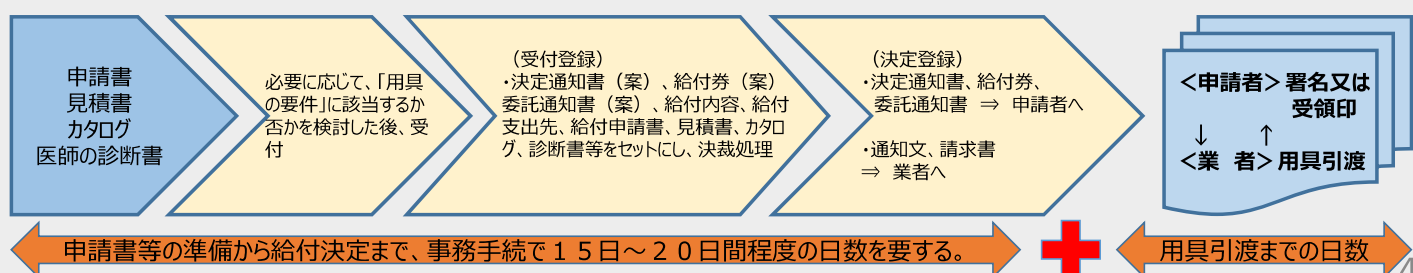
1 事業の概要について

(5) 利用者負担

世帯の階層区分	月額負担上限額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
支給決定者である障害者が18歳未満で、世帯全員の市町村民税の所得割の金額が28万円未満の世帯	4,600円
支給決定者である障害者が18歳以上で、世帯全員の市町村民税の所得割の金額が16万円未満の世帯	9,300円
上記以外の世帯	37,200円

原則、1割負担となるが、世帯の所得状況に応じて、月額負担上限額が設定される。また、各用具に設定されている限度額を超えた分についても、利用者の自己負担となる。

(6) 申請から給付決定までの流れ



2 質問事項に関する回答について

(1) 所管課において廃止・縮小したい又は、廃止・縮小できていると考えている事業内容について

障害者総合支援法第77条に規定される、市町村が行う地域生活支援事業のうちの必須事業であることから、廃止・縮小は困難である。

1－(6)で示した「申請から給付決定まで」の事務手続については、一部電子化するなど、簡素化・効率化することは考えられる。

(2) 今後の方向性(目指していること)について

障害者総合支援法に基づく事業のため、引き続き、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等に努める。

また、新しく開発又は改良された用具(新製品)等については、用具の要件、性能等を満たしているか、適宜、確認するとともに、他都市の状況等も調査した上で、近隣市等とのバランスを考慮しながら利用者の状況に応じた用具の見直しを検討する。

ただし、1－(4)「給付の状況」で示したとおり、年々、金額が増加している。厳しい財政状況の中、用具の見直し等に伴う予算の増額は困難であることから、現状の予算規模の範囲で対応する。

(3) 日常生活用具の給付について、対象品目やサービス等はどうに決定しているのか。

給付の対象となる用具については、高松市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱第2条第1項に規定する用具であって、同条第2項各号に掲げる要件を全て満たす者について、給付決定している(申請から給付決定までの流れは、1－(6)のとおり)。

※ 高松市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱は、別紙のとおり

2 質問事項に関する回答について

(4) アンケート等による利用者のニーズ調査は実施しているか。

当該事業に限定したアンケート等による利用者のニーズ調査は実施していないが、3年間を計画期間とする「高松市障がい者プラン（令和3年度～5年度）」の策定に当たり、障がい者ニーズを広く聴取するため、障がい者に関わる各種団体（10団体）へのグループインタビューを実施している。

グループインタビュー実施団体（実施日順）	
高松市障がい者基幹相談支援センター 精神障害者家族会むつみ会 高松市身体障害者協会 香川県社会就労センター協議会 高松市手をつなぐ育成会	高松市肢体不自由児者父母の会 香川県聴覚障害者協会 高松市知的障害者ネットワークみんなの広場 香川県難聴児（者）親の会 高松市視覚障害者福祉協会
グループインタビューの結果	
○地域生活全般について必要なこと	
○住まいについて必要なこと	
○社会参加について必要なこと	
○障害福祉サービスについて必要なこと	
・移動支援の充実	
・日中一時支援事業所の充実	
・障害福祉サービスを提供する人材の育成	
・時代に合わせた日常生活用具の給付	
・コミュニケーション手段の充実	
○こころや体の健康について必要なこと	
○就労について必要なこと	

グループインタビューでは、大きく6つの項目に分類しており、そのうち、「障がい福祉サービスについて必要なこと」の項目において、時代に合わせた日常生活用具の給付について、意見が出されている。

また、日頃から、利用者又は業者から少なからず要望があるが、具体的な用具の場合については、その都度、用具の要件、性能等が合致しているか確認し、給付対象となるかどうかを判断している。

なお、中核市や近隣市等の間で、日常生活用具の対象品目などについて、お互いに照会を行うなど、他都市の状況を確認するとともに、必要に応じて、直接、国へ照会するなど、適正な取扱いができるよう、必要な調査に取り組んでいる。

6

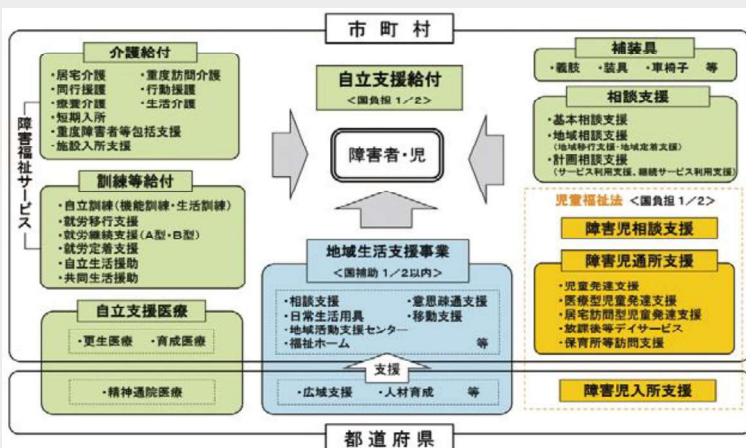
2 質問事項に関する回答について

(5) 当該給付事業と重複して受給が可能な制度はあるか。国、県、団体等の制度を調査したものはあるか。

類似の制度として、介護保険法における福祉用具（車いす、歩行器、杖など）の購入・貸与があるが、こちらは、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものであり、制度の目的や受給要件、対象者が異なる。

仮に、要介護者等が障害者手帳を所持していたとしても、いずれか一方での受給しか認められないため、重複して受給はできない。

また、本市長寿福祉課の市単独事業として、「寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業」があるが、こちらも重複して受給はできない。



当該事業を含む障害福祉サービスに係る支給決定等については、申請者である障がい者又は障がい児の保護者の居住地の市町村が実施主体となる。

国は制度設計や、それに伴う法令整備等を担い、県は、広域的事業及び市町村の後方支援の役割を担っている。

7

【事中・事後評価】

総合計画体系	まちづくりの目標		健やかにいきいきと暮らせるまち	評価担当	局名	健康福祉局
	政策		支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成		課(室)名	障がい福祉課
	施策		障がい者の自立支援と社会参加の促進		電話番号	087-839-2333
	基本事業		障がい者の自立支援の促進	事業実施主体	市	
	事務事業		補装具費・日常生活用具支給等事業	事業期間	平成28年度～令和5年度	

【事業全体概要】

事業の概要	障がい者（児）の自立した生活や社会参加を促進するため、障がいにより失われた身体部位や損なわれた身体機能を代償・補完するための補装具を支給します。				
	4年度概要	補装具支給費 居住サポート 日常生活用具 訪問入浴サービス			
重点取組事業		市長マニフェスト		関連根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

【事業の目的】

対象（何を）	日常生活用具及び補装具を必要とする身体障がい者（児）
意図（どのような状態にしたいか）	失われた身体部位、損なわれた身体機能を代償、補完、及び日常生活の利便性を向上する。

【事業の活動】

活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
① 補装具支給申請受付人数	人	1,018	896	936	1,000	1,000
②						

【事業の成果】

成果指標①

成果指標名（どのような成果が得られたか）

補装具給付件数

成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）

事業の認知度は向上しており、おおむね目標は達成できた。

(目標達成度)



単位

件

種別

目標値

実績値

H31

1,000

952

R 2

1,000

891

R 3

1,000

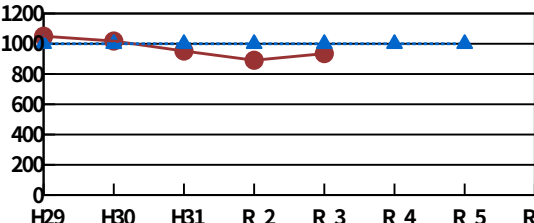
935

R 4

1,000

中期目標 R 4

1,000



(達成度)

93.5%

32点

成果指標②

成果指標名（どのような成果が得られたか）

成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか）

(目標達成度)

単位

種別

目標値

実績値

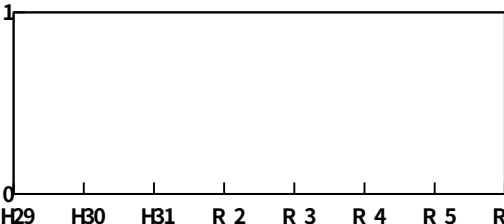
H31

R 2

R 3

R 4

中期目標 R 4



(達成度)

【コストの推移】

指標名	単位	平成 3年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（決算）	令和 4年度（予算）
トータルコスト	千円]	207,953	216,861	214,104	231,442
（事業費）	千円]	204,159	213,120	210,329	227,667
（職員人件費）	千円]	3,794	3,741	3,775	3,775

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事業内容	補装具支給費 居住サポート 日常生活用具 訪問入浴サービス	補装具支給費 居住サポート 日常生活用具 訪問入浴サービス	補装具支給費 居住サポート 日常生活用具 訪問入浴サービス	
の増減理由 （積算根拠等） （予算	93,352千円 0千円 107,775千円 9,202千円	110,930千円 125千円 106,469千円 10,143千円	89,159千円 0千円 103,256千円 11,744千円	
総額	210,329	227,667	204,159	
特定財源	国	124,369	124,369	
	県	28,750	28,750	
	市債			
	他			
一般財源	57,210	57,669	51,040	

【評価】

評価ランク （A～D）	A	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
法令に基づき市が行う事業である。給付対象品目の追加及び給付内容についての要望がある。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
障がい者の自立支援と社会活動への参加の促進が図られる。				
費用対効果はどうだったか				
国の補助金交付要綱の基準により実施している事業である。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
用具・装具の助成は日常生活を営む上で不可欠な事業である。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
日常生活用具に係る選定や耐用年数の設定等について、調査及び研究を行い、市民の要望及び時代に合った制度に整えていく。				

移住・定住促進事業

市民政策局 政策課 移住・定住促進室

1 移住・定住促進事業について

【Ⅰ 施策目標】

年間社会増 1 千人（第 2 期たかまつ創生総合戦略）

【Ⅱ 移住・定住促進方策（H29～）】

- ◆最重点ターゲット 新卒世代（20歳代前半）、子育て世代（20歳代後半～40歳代）
- ◆移住促進力 「起業・就業（仕事）のしやすさ」 「生活のしやすさ」 「子育てのしやすさ」

【Ⅲ 促進方策における基本的方針】

1 移住（希望）者への総合的・継続的なサポート

2 「仕事」と移住（希望）者とのマッチング

3 本市の「移住促進力」を生かした効果的なプロモーション

4 移住者の地域社会での定着に向けた支援

5 本市出身者へのUターンに向けた長期的働きかけ

【Ⅳ 具体的取組】

- ・香川県移住・定住推進協議会
- ・移住促進家賃等補助事業
- ・高松市東京圏UJIターン移住支援事業
- ・瀬戸・たかまつ移住＆キャリアサポートセンター
- ・移住促進プロモーション

2 事業概要（香川県移住・定住推進協議会）

概 要	香川県移住・定住推進協議会へ加入し、同協議会が東京・大阪で出展する移住フェアに参加するなど、大都市圏での積極的な情報発信などを行っている。
構成団体	香川県ほか15市町・1協議会 ・会長：香川県 ・委員：高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、小豆島移住・交流推進協議会

年度	主な取組	本市の参加状況
R2	・移住・交流フェア出展・開催 オンライン（2回）	・ふるさと回帰フェア（10/10・11）
	・移住者交流会の実施 年間2回（東讃、西讃）	・高松地区は、本市で開催予定であったが、新型コロナの関係で中止
	・移住専門誌による情報発信	・田舎暮らしの本（2月号）
R3	・移住・交流フェア出展・開催 東京（2回）、大阪（1回）、オンライン（3回）、中止（2回）	・おいでや田舎暮らしフェア2021（8/1）：オンライン ・かがわ暮らしオンライン移住フェア（2/6）：オンライン
	・移住者交流会の実施 年間3回（高松、中讃、西讃）	・高松地区は、本市で11/14に開催 場所：旧南原邸 参加者：14組21名
	・移住専門誌による情報発信	・田舎暮らしの本（2月号）

2

2 事業概要（移住促進家賃等補助事業の概要・実績）

概 要	県外から移住して、市内の民間賃貸住宅に居住する世帯に、家賃等の一部を助成する（負担割合：県1/2、市1/2）		
対象物件	移住者本人が契約者となり、その居住のために新たに建物賃貸借契約を締結し、賃借した住宅		
補助対象	県外から本市へ移住してきた世帯 ※本市へ移住する前、3年以内に香川県内で居住したことがないこと ※交付申請日において、単身世帯でないこと。 ※自治会へ加入、又はコミュニティ活動への参加		
対象経費	初期費用（仲介手数料、礼金、初回保証料）、家賃（1年間）		
補助額		要件	補助額【最大30万円】
	初期費用等	子育て世帯又は新婚世帯	最大 6万円
	家 賃	居住誘導区域内	最大 24万円（2万円×12月）
		居住誘導区域外	最大 12万円（1万円×12月）

【交付実績】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
補助交付	22	24	25	22	29	25	147

※令和元年度以降は、予算額を超える申請があったため、抽選を実施。

3

2 事業概要（移住促進家賃等補助事業の実績）

【補助金交付世帯の移住元】

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州・沖縄	その他
1	3	49	11	41	12	19	8	3

【補助金交付申請者】

20代	30代	40代	50代	60代	70代	平均
27	61	40	10	5	4	38.98歳

【世帯状況】

2人	3人	4人	5人	子育て世帯	新婚世帯	その他
60	42	37	8	91	9	47

【補助金交付後の状況】

異動なし	市内間転居	転出
89	45	13
60.5%	30.6%	8.9%

4

2 事業概要（高松市東京圏UJIターン移住支援事業の概要）

事業概要		東京圏から移住して就職や起業する世帯に、支援金を支給する（負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4）		
要件	移住元	・直近の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住、又は通勤していたこと。 ※ただし、直近1年以上は、東京23区に在住、又は通勤していること。 ※条件不利地域以外の東京圏に在住し、東京23区内の大学等へ通学していた者が、東京23区の企業等へ就職した場合は、その通学期間も対象期間とすることができる。		
	移住先	・高松市に転入後、3か月以上1年以内である者 ・移住支援金の申請日から5年以上、高松市に継続して居住する意思がある者		
	就業・起業	【就業】県の「Jobナビがわ」に掲載された支援金対象求人に応募し、採用された者 【起業】1年以内に県の起業等スタートアップ支援補助金の交付決定を受けている者 【テレワーク】自己の意思により移住し、移住元での業務を引き継ぎ行っている者 【関係人口】本市の移住促進事業を経て移住してきた者＜令和4年度から＞ ※関係人口要件に該当する場合、上記の就業・起業要件は除外		
対象経費		引越し費用、引越しに伴う交通費、宿泊費等		
支給金額 (R3年度分)		支給要件	世帯【最大100万円】	単身【最大60万円】
		基本要件＜上記の3つの要件を満たす者＞	80万円	50万円
		加算要件 居住誘導区域	10万円	5万円
		子育て世帯・新婚世帯	5万円	－
		自治会へ加入又は地域コミュニティ活動への参加	2.5万円	2.5万円
		たかまつ移住応援隊への登録	2.5万円	2.5万円
事業期間		令和元年度から6年度まで（6年間）		

5

2 事業概要（高松市東京圏UJIターン移住支援事業の実績）

			R元	R 2	R 3	合計
交付件数			0	5	5	10
要件ごとの内訳	世 帯	単身	0	1	1	2
		2人以上	0	4	4	8
	就業・起業	就業（一般）	0	4	2	6
		就業（テレワーク）			3	3
		起業	0	1	0	1
	加 算	居住誘導区域		4	4	8
		子育て世帯	0	3	4	7
		新婚世帯	0	1	0	1
		自治会・コミュニティ活動	0	3	0	3
		たかまつ移住応援隊	0	3	2	5

※加算要件は、複数選択できるため、重複がある。

6

2 事業概要（瀬戸・たかまつ移住＆キャリアサポートセンター①）

○本市をはじめとする瀬戸・高松広域連携中枢都市圏域への移住を促進するため、東京都内及び大阪市内に、移住と就職に関する相談窓口として「瀬戸・たかまつ移住＆キャリアサポートセンター」を設置している。

名称	瀬戸・たかまつ移住＆キャリアサポートセンター ＜STICC＞	大阪サテライト
設置場所	東京都渋谷区渋谷3丁目6番1号 イースト渋谷ビル8階	大阪府大阪市西区新町1丁目4番24号 大阪四ツ橋新町ビル3階
開設日	平成30年6月30日	令和3年7月1日
開所時間	火曜日～土曜日の10時から19時まで （祝祭日、年末年始を除く）	
受託事業者	株式会社クリエアナブキ（高松市磨屋町2番地8）	
配置人員	2名（キャリアコンサルタント資格保有者）	
設置ブース	・就職相談ブース ・情報提供コーナー ・面接、セミナーブース	・移住・就職相談窓口兼情報提供コーナー 【事前予約制】

7

2 事業概要（瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター②）

瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター（STICC）
STICCはSeto Takamatsu Iju&Career support Centerの略称です

📍 住所 東京都渋谷区渋谷3-6-1イースト渋谷ビル8F
(クリエアナキ 中国・四国UIターンセンター内)

☎ 電話 0120-200-668



大阪サテライト

事前予約制 (オンラインで東京と繋ぎ対応します)

📍 住所 大阪府大阪市西区新町1-4-24大阪四ツ橋新町ビル3F
(クリエアナキ 中国・四国UIターンセンター内)

☎ 電話 0120-200-668



東京キャリアサポートセンターが入るビルの外観



移住・就職相談ブース



面接・セミナーブース

○ 施設概要

移住・就職相談ブース	・移住希望者への相談対応や情報提供 ・就職・転職希望者への求人企業の情報提供、個別の就職相談
面接・セミナーブース	・企業の面接や説明会の開催 ・学生や社会人向けの就職セミナー

2 事業概要（瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター③）

名称	瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター<STICC>	大阪サテライト
移住・就職相談業務	・移住・UI ターン転職希望者等を対象に、相談対応を実施（対面、電話、メール、オンライン）	・移住・UI ターン転職希望者等を対象に、相談対応を実施（事前予約制・オンラインのみ） ・大阪サテライトに設置したPC を使用し、STICC とオンラインでつないで相談
大学等との関係構築	・香川県出身者が多い大学への定期訪問等	
移住・求人企業等に関する情報提供	・専用HPやSNS等を活用した情報提供 ①移住後の生活がイメージできる圏域内市町の生活情報 ②求人企業の情報 ③関係人口の創出・拡大につながる取組の情報	
企業の採用活動支援	・たかまつ移住応援隊仕事サポーターの登録企業に対する、首都圏及び関西圏での採用活動のアドバイス	
広報活動	・サポートセンターの利用促進を図るため、専用HPやSNS等を活用した情報発信 ・Webやチラシによる広告	
イベントの実施	・大学生を含む若者向けUIターンセミナーの開催 ・関係人口の創出・拡大へ向けた交流会の開催 ・圏域内市町合同イベントの開催	

2 事業概要（移住促進プロモーション（情報発信））

- パンフレットをはじめ、ホームページやフェイスブックなどを通じて、高松の魅力を知ってもらい、移住先として選ばれるための多様な情報を発信
- 「先輩移住者による高松の良さ」「子育て情報」「住まい情報」などを発信



パンフレット（R2年度作成）
「たかまつ移住ライフ」



ホームページ「高松市移住ナビ」

10

2 事業概要（移住促進プロモーション（移住応援隊））

- ◆市民や企業等の方に、県外に居住する移住希望者に向けて、SNS等を活用して、高松市の魅力や移住に関する情報を発信する。
- ◆移住者が移住後も、その地域に溶け込み、安心して住み続けていただくための情報や機会の提供、移住後の相談対応・交流を行う。

【応援隊の構成～（R4.6.20現在）】

- 移住リーダー 3人
- 市民サポーター 31人
- 専門サポーター
 - ・地域サポーター 5団体
 - ・子育てサポーター 4団体
 - ・すまいサポーター 2団体
 - ・仕事サポーター 47団体



【応援隊ミーティング】※対面開催時

【主な活動】

- 市の魅力や地域活動、子育て、住まい、仕事などに関する情報発信
- 移住者への相談対応や支援

11

2 事業概要（移住促進プロモーション（移住応援プロジェクトなど））

移住応援プロジェクト （旧首都圏交流会）

- ・高松への移住及び高松市が取り組む移住・定住施策への参加を促進するため、地方への移住に関心を持つ大都市圏在住者との交流会を実施



H30年度：東京開催



R3年度：オンライン開催

香川県移住フェア（県協議会事業）

- ・香川県をはじめ、県内市町やハローワーク等と連携し、移住の取り組みに関するプロモーション、移住相談や就職・就農相談、住まい相談などを実施



香川県移住フェアin東京

オンライン移住相談

- ・高松への移住検討者や、具体的な移住先を探している方を対象に、「オンライン移住相談」を無料で開催

12

3 移住者数の状況

【移住者数・世帯数の推移】

○移住者：香川県では「転勤や進学を理由とした転入者を除く、県外からの転入者」としている。

○本市では、転入した世帯へ配布したアンケートと、「住民異動届」に設けたアンケート（※）の両方で、移住者数を集計している。

（※「移住による転入」に該当する場合、該当欄にチェックマークを記入してもらっている。）

		H31(R元)	R2	R3
香川県	移住者数	1,970	2,721	2,780
	世帯数	1,410	1,848	1,921
高松市	移住者数	534	758	574
	世帯数	377	537	414

13

4 課題と今後の方向性

- テレワークの普及により、ライフスタイルに合わせた柔軟で多様な働き方が可能となってきたことを踏まえた、都市圏在住者の「転職なき移住」の促進が必要
- 全国的に人口減少が進行し、移住促進の地域間競争が激しさを増す中、地域活力の向上を図るためには、二つの地域に生活の拠点を持つ「二地域居住」の促進や、本市に継続的に関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大に取り組み、定住者以外の人材を受け入れることも必要
- 若い世代が、進学や就職を機に大都市圏等へ転出する傾向が続いていることから、若者が魅力を感じる働く場の確保やPRに取り組み、「若者の地元定着」を促進することが必要



- 本市が移住先として選ばれるよう、昨今の急激な社会情勢の変化を踏まえながら、「転職なき移住」や「二地域居住」の促進、「関係人口」の創出・拡大につながる独自性のある取組のほか、若者や子育て世代のUターン移住や、地元定着につながる取組を積極的に推進する。

14

5 質問項目に対する回答

（質問１） 限定された人数の個人への補助であるが、費用対効果をどのように考えるのか。個人へ補助することが、高松市の魅力を発信してもらうことにつながっているか。

- ２つの補助金について、約９割の受給者が継続して本市に居住しており、定住につながっていること、また、受給者が本市で生活することに伴い様々な消費が発生していることから、補助金の支出に見合う効果は、一定程度あると考えられる。
- 東京圏UJIターン移住支援金については、加算要件の一つに、「たかまつ移住応援隊への登録」を設けている。たかまつ移住応援隊に登録した方には、本市への移住及び定住の促進を図るための活動を行っていただいており、その一つとして「高松市の魅力や移住に関する情報発信」があることから、「たかまつ移住応援隊への登録」を加算要件として選択した受給者については、SNS等を通じて、本市の魅力発信に協力していただいている。

（質問２） 補助金を支給する２つの施策について、移住者の定着率を教えてください。

- 移住者の定着率について、明確な定義はないが、一つの考え方として、５年以上の居住が考えられる。
（※東京圏UJIターン移住支援金の交付を受けた者が、交付申請日から５年以内に転出した場合、補助金を返還する必要がある。）
- なお、移住促進家賃等補助金の受給者（H28年度）のうち、５年以上本市に居住している割合は約８０％。

15

6 廃止・縮小したい又は、廃止・縮小できると考えている事業内容

瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター・大阪サテライト

- 大阪サテライトでは、令和3年7月に開設して以降、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談対応した実績がない状況である。
- 相談業務は、対面で行っておらず、東京のキャリアサポートセンターとオンラインでつないで行う対応のみとしており、相談者にとっては、自宅からパソコン等を使い、東京のキャリアサポートセンターとオンラインで相談する場合と同じであることから、積極的に大阪サテライトまで出向く必要性が乏しいと考えられる。
- このため、大阪サテライトについて、今後の廃止を検討している。
- 一方で、大阪サテライトの開設以降、関西圏で広告宣伝を行ったことにより、関西圏から東京のキャリアサポートセンターへの相談件数が増加していることから、今後は、関西圏はもとより、中京圏などの大都市圏でも広告宣伝を行い、相談件数の増加につなげたいと考えている。

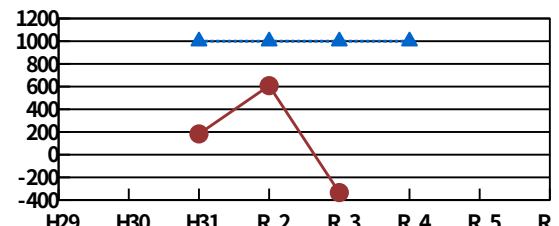
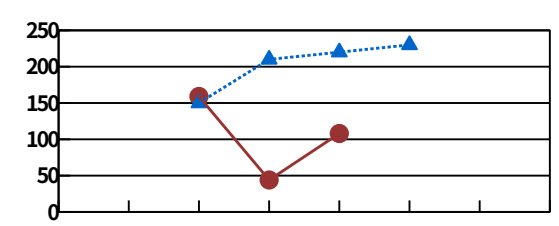
総合計画 体系	まちづくりの目標	産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	評価 担当	局名	市民政策局
	政策	国際・国内交流の推進と定住の促進		課(室)名	移住・定住促進室
	施策	移住・交流の促進		電話番号	087-839-2143
	基本事業	選ばれる地域づくりの推進		事業実施主体	市
	事務事業	移住・定住促進事業	事業期間	平成 28年度～令和 5年度	

【事業全体概要】					
事業の概要	本市への移住・定住人口の増加を図るため、市民や企業・団体等からなる「たかまつ移住応援隊」との連携による情報発信や相談対応などを始め、本市の特性や強みである「生活のしやすさ」、「起業・就業（仕事）のしやすさ」、「子育てのしやすさ」を生かした各種の移住・定住促進の取組を推進する。				
	①香川県移住・定住推進協議会としての各種取組 ②移住促進家賃等補助事業の実施 ③東京圏UJエターン移住補助金 ④瀬戸・たかまつキャリアサポートセンター ⑤移住促進プロモーションの強化に関する取組				
重点取組事業	特別重点	市長マニフェスト	関連根拠法令	たかまつ創生総合戦略	

【事業の目的】	
対象（何を）	市外に居住しており、地方への移住を考えている人
意図（どのような状態にしたいか）	地方への移住を考えている人に対し、本市の魅力を効果的に発信することなどにより、本市への移住を促進し、人口減少の抑制を図る。

【事業の活動】						
活動指標名（具体的にどのような活動をしたか）	単位	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
① 移住・交流イベント実施回数	回	9	7	10	9	9
② 移住ナビ新規情報発信回数	回	29	11	33	40	40

【事業の成果】

成果指標 ①	成果指標名（どのような成果が得られたか）		単位	種別	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
	年間社会増（1月～12月）		人	目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
				実績値	183	608	-334		
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 令和3年の社会動態は、平成19年以来の社会減に転じ、目標を達成することができなかった。 (目標達成度)						(達成度) 0.0%	0点	
成果指標 ②	成果指標名（どのような成果が得られたか）		単位	種別	H31	R 2	R 3	R 4	中期目標 R 4
	本市主催の移住・定住促進のためのイベント等への参加者数		人	目標値	150	210	220	230	230
				実績値	159	44	108		
	成果指標の達成度（目標に対してどれだけ達成できたか） 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、前年度以上にイベントを開催することができ、前年度比で2倍以上の参加があったが、目標には達しなかった。 (目標達成度)						(達成度) 49.1%	17点	

【コストの推移】

指標名	単位	平成 3年度（決算）	令和 2年度（決算）	令和 3年度（決算）	令和 4年度（予算）
トータルコスト	〔円〕	36,971	48,065	42,156	61,865
（事業費）	〔円〕	21,036	32,353	24,791	44,500
（職員人件費）	〔円〕	15,935	15,712	17,365	17,365

【事業内容と事業費内訳】

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
事業内容	①香川県移住・定住推進協議会としての各種取組 ②移住促進家賃等補助事業の実施 ③東京圏ＵＪＩターン移住補助金 ④瀬戸・たかまつキャリアサポートセンター ⑤移住促進プロモーションの強化に関する取組	①香川県移住・定住推進協議会としての各種取組 ②移住促進家賃等補助事業の実施 ③東京圏ＵＪＩターン移住補助金 ④瀬戸・たかまつキャリアサポートセンター ⑤移住促進プロモーションの強化に関する取組 ⑥高松市移住・定住促進計画（仮称）策定	①香川県移住・定住推進協議会としての各種取組 ②移住促進家賃等補助事業の実施 ③東京圏ＵＪＩターン移住補助金 ④瀬戸・たかまつキャリアサポートセンター ⑤移住促進プロモーションの強化に関する取組	①香川県移住・定住推進協議会としての各種取組 ②移住促進家賃等補助事業の実施 ③東京圏ＵＪＩターン移住補助金 ④瀬戸・たかまつキャリアサポートセンター ⑤移住促進プロモーションの強化に関する取組
積算根拠等（予算の増減理由）	① 828千円 ② 6,542千円 ③ 4,350千円 ④10,509千円 ⑤ 1,812千円	① 1,086千円 ② 3,449千円 ③20,400千円 ④11,156千円 ⑤ 3,409千円 ⑥ 5,000千円	① 1,086千円 ② 7,000千円 ③20,400千円 ④15,268千円 ⑤ 3,409千円	① 1,086千円 ② 7,000千円 ③20,400千円 ④15,268千円 ⑤ 3,409千円
総額	24,791	44,500	47,163	47,163
特定財源	国	6,160	9,323	8,879
	県	6,533	17,024	18,800
	市債			
	他	1,010	54	54
一般財源	11,088	18,099	19,430	19,430

【評価】

評価ランク (A～D)	D	今後の方向性	一次評価	継続
			二次評価	継続
事業の目的・手法は、市民のニーズや社会情勢に照らして、妥当か。				
令和3年の社会動態は、平成19年以来の転出超過となっており、これまで以上に移住者の増加に取り組む必要性が増している。また、たかまつ創生総合戦略推進懇談会や市議会からも、移住・定住施策に積極的に取り組むよう、強く求められている。				
上位施策目標及び住民福祉の向上に貢献しているか。				
社会増を目指す施策目標に直接的に結び付いている事業である。 また、移住者を呼び込むプロモーションや移住者を定住に結び付ける取組には地域との協働・連携が不可欠である。				
費用対効果はどうだったか				
国や県の補助制度を活用することにより、財源の確保に努めている。また、平成30年度から東京都内に設置している「瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター」を通じて、これまでに本市に移住した者は21人と、一定の成果を挙げている。				
【昨年度の実施状況と課題】（評価ランクの結果に対する理由などを分析して記入）				
ウィズコロナの状況において、移住・定住促進のイベント等は、オンラインで開催したが、活発な意見交換ができないなど、課題もあるため、今後、実施内容・手法等を検討する必要がある。 また、東京一極集中のペースは鈍化しているが、東京都からの転出先の多くは周辺の県であり、転職なき移住や二地域居住の促進、関係人口の拡大など、本市への新たな人の流れの創出に取り組むとともに、移住後のニーズを把握するなど、移住者の定住促進を図る必要がある。				
【今後の事業方針】（評価ランクの結果を受けて、上記課題に向けた今後の方針を具体的に記入）				
大都市圏に居住する大学生・子育て世代などのUJイターン促進や、市内の若者の流出対策に効果的に取り組むために、県外から本市、本市から県外への人の流れの状況の分析や、これまでの移住・定住促進の取組を検証し、今後の取組の方向性を明確にする。 また、香川県移住・定住推進協議会や、経済団体、連携中枢都市圏構成市町等と連携し、社会情勢を踏まえた新たな取組を検討する。				